

魚津市告示第98号

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正に
ついて

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成17年魚津市告示第
90号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条 (略) (定義) 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修</u> <u>(4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> 第3条 (略) (補助金の対象経費) 第4条 補助金交付の対象経費は、次の各号のいずれかに要する費用とする。 <u>(1) 第2号から第5号までの木造住宅耐震改修のための計画策定</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 部分耐震改修</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた耐震改修</u> <u>(補助金の交付額等)</u> 第5条 <u>木造住宅耐震改修のための計画策定1件当たりの補助金の額は、計画策定に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の3分の2とし、20万円を超えない額とする。</u> <u>2 木造住宅耐震改修の一戸当たりの補助金の額は、耐震改修、部分耐震改修又は段階的耐震改修に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)</u>	第1条 (略) (定義) 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 段階的耐震改修 次に掲げる工事を段階的に行う耐震改修</u> <u>ア 第一段階耐震改修 耐震診断の結果に基づき行う工事であって、次のいずれかに適合するもの</u> <u>(ア) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の旧基準木造住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修</u> <u>(イ) 簡易耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が0.7未満の旧基準木造住宅について、0.7以上とする耐震改修</u> <u>イ 第二段階耐震改修 第一段階耐震改修を実施した後に行う工事であって、総合判定が1.0未満の住宅について、1.0以上とする耐震改修</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> 第3条 (略) (補助金の対象経費) 第4条 補助金交付の対象経費は、次の各号のいずれかに<u>該当する耐震化のための計画の策定及び耐震改修</u>に要する費用とする。 <u>(1) (略)</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) その他市長が認めた耐震改修</u> <u>(補助金の交付額等)</u> 第5条 <u>補助金の交付は、耐震改修又は段階的耐震改修に要する費用の5分の4とする。ただし、一の旧基準木造住宅に係る補助金の交付額は、100万円を超える場合は100万円とし、第二段階耐震改修の場合は第一段階耐震改修における補助金の交付額に相当する額を差し引くものとする。</u>

改正後	改正前
<u>の5分の4とし、120万円を超えない額とする。また、段階的耐震改修を終えた後に耐震改修を実施する場合においては、すでに交付を受けた補助金の額を差し引くものとする。</u> 3 <u>前2項の規定に基づき算定した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> 4 <u>利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、前条による改修工事を行う場合、補助金の額から利子補給制度にて支給された額を減ずるものとする。</u> （補助金の交付申請） 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>木造住宅耐震改修工事に係る契約を締結する前に、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に着手する前までに市長に提出しなければならない。</u> （1）－（4） （略） <u>（5） 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書</u> （6）・（7） （略） 第7条 （略） （実績報告） 第8条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 （1）－（4） （略） （5） <u>木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に要した費用の支払いが確認できる書面の写し</u> （6） （略） <u>（7） 診断者の建築士免許証の写し（申請書と同じ場合は不要）</u> 第9条 （略） （補助金の請求） 第10条 （略）	（補助金の交付申請） 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 （1）－（4） （略） <u>（5） 耐震改修工事費等見積書</u> （6）・（7） （略） 第7条 （略） （実績報告） 第8条 前条の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から14日以内に魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 （1）－（4） （略） （5） <u>耐震改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し</u> （6） （略） 第9条 （略） （補助金の請求） 第10条 （略）

改正後	改正前
2 補助事業者は、当該補助金の受領について、 <u>木造住宅</u> 耐震改修工事施工業者に委任する方法（次項において「代理受領」という。）により行うことができる。	2 補助事業者は、当該補助金の受領について、耐震改修工事施工業者に委任する方法（次項において「代理受領」という。）により行うことができる。
3 （略）	3 （略）
第11条 （略）	第11条 （略）
様式第1号（第6条関係） 【別記1】	様式第1号（第6条関係） 【別記1】
様式第2号（第6条関係） 【別記2】	様式第2号（第6条関係） 【別記2】
様式第3号（第6条関係） 【別記3】	様式第3号（第6条関係） 【別記3】
様式第4号（第7条関係） 【別記4】	様式第4号（第7条関係） 【別記4】
様式第5号（第8条関係） 【別記5】	様式第5号（第8条関係） 【別記5】
様式第6号（第8条関係） 【別記6】	様式第6号（第8条関係） 【別記6】
様式第7号（第8条関係） 【別記7】	様式第7号（第8条関係） 【別記7】
様式第8号 （略）	様式第8号 （略）
様式第9号（第10条関係） 【別記8】	様式第9号（第10条関係） 【別記8】
様式第10号 （略）	様式第10号 （略）

【別記 1】

改正後

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を実施したいので、
魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金 円を交付されるよう魚津
市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係
書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 改修工事前の一般診断法表等
- 4 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定費又は工事費の見積書
- 6 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したことが確認できる書面の写し
- 7 診断者の建築士免許証の写し

【別記 1】

改正前

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書

年度において、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を実施したいので、
魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金 円を交付されるよう魚津
市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係
書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 改修工事前の一般診断法表等
- 4 改修工事後の一般診断法表等（予定）
- 5 耐震改修工事費等見積書
- 6 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したことが確認できる書面の写し

【別記 2】

改正後

様式第 2 号（第 6 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業計画書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
	階 数	・ 1 階 建 て ・ 2 階 建 て
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改 修 工 事 前 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 工 事 後 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 の 方 法		・ 耐震改修 ・ <u>部分耐震改修</u> ・ <u>段階的耐震改修</u>
工 事 予 定 期 間		年 月 から 年 月 まで

【別記 2】

改正前

様式第 2 号（第 6 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業計画書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
	階 数	・ 1 階建て ・ 2 階建て
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改 修 工 事 前 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 工 事 後 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 の 方 法		・ 耐震改修 ・ <u>第一段階耐震改修</u> <u>（ 部分耐震改修 簡易耐震改修 ）</u> ・ <u>第二段階耐震改修</u>
工 事 予 定 期 間		年 月 から 年 月 まで

【別記 3】

改正後

様式第 3 号（第 6 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支予算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計画策定費	
木造住宅 耐震改修工事費	
計	

【別記 3】

改正前

様式第 3 号（第 6 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支予算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計	

【別記 4】

改正後

様式第 4 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。（交付しません。）

交付決定額	金	円
内訳	計画策定費	円
	木造住宅耐震改修工事費	円

2 交付条件

- （１） 魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱、魚津市補助金等交付規則、その他関係法令を遵守し、事業を実施すること。
- （２） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （３） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （４） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （５） この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金の交付目的に反して使用してはならない。

（２ 交付しない理由）

【別記 4】

改正前

様式第 4 号（第 7 条関係）

魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 交付します。（交付しません。）

交付決定額 金 円

- 2 交付条件

- （1） 魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱、魚津市補助金等交付規則、その他関係法令を遵守し、事業を実施すること。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- （5） この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金の交付目的に反して使用してはならない。

- （2 交付しない理由）

【別記 5】

改正後

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった
年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書（様式第 6 号）
- 2 収支精算書（様式第 7 号）
- 3 改修工事後の一般診断法表等（申請書と同じ場合は不要）
- 4 工事請負契約書の写し
- 5 木造住宅耐震改修のための計画策定又は工事に要した費用の支払いが
確認できる書面の写し
- 6 補強部位の写真
- 7 診断者の建築士免許証の写し （申請書と同じ場合は不要）

【別記 5】

改正前

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった
年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書（様式第 6 号）
- 2 収支精算書（様式第 7 号）
- 3 改修工事後の一般診断法表等（申請書と同じ場合は不要）
- 4 工事請負契約書の写し
- 5 耐震改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し
- 6 補強部位の写真
- 7 診断者の建築士免許の写し

【別記 6】

改正後

様式第 6 号（第 8 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業成績書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
	階 数	・ 1 階 建 て ・ 2 階 建 て
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改 修 工 事 後 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 の 方 法		・ 耐震改修 ・ <u>部分耐震改修</u> ・ <u>段階的耐震改修</u>
工 事 期 間		年 月 から 年 月 まで

【別記 6】

改正前

様式第 6 号（第 8 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
事業成績書

住 宅	所 在 地	
	建築年月	・ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月
	階 数	・ 1 階 建 て ・ 2 階 建 て
	延べ面積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士
	登録番号	NO.
改 修 工 事 後 の 耐震診断の方法		・ 一般診断法 ・ 精密診断法 ・ その他
改 修 の 方 法		・ 耐震改修 ・ <u>第一段階耐震改修</u> <u>（ 部分耐震改修 簡易耐震改修 ）</u> ・ <u>第二段階耐震改修</u>
工 事 期 間		年 月 から 年 月 まで

【別記 7】

改正後

様式第 7 号（第 8 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支精算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計画策定費	
木造住宅 耐震改修工事費	
計	

【別記 7】

改正前

様式第 7 号（第 8 条関係）

年度魚津市木造住宅耐震改修支援事業
収支精算書

収入 (単位：円)

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

支出 (単位：円)

区 分	金 額
計	

【別記 8】

改正後

様式第 9 号（第10条関係）

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け魚津市指令 _____ 第 _____ 号で交付決定通知のあった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金として

_____ 年 _____ 月 _____ 日

魚津市長 _____ 宛

請求者 _____ 住所 _____
氏名 _____

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所			
	金融機関コード					店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏 名								
種 別	1 普 通 2 当 座 3 その他 ()	口座番号							

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

【別記 8】

改正前

様式第 9 号（第10条関係）

魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け魚津市指令 第 _____ 号で交付決定通知のあった魚津市木造住宅耐震改修支援事業補助金として

_____ 年 _____ 月 _____ 日

魚津市長 あて

請求者 住所
氏名

印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所			
	金融機関コード					店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ								
	氏 名								
種 別	1 普 通 2 当 座 3 その他 ()	口座番号							

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。